

■ 市街化調整区域の建築制限

いわき都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域内における建築制限は、次のとおりです。

	いわき都市計画区域のうち 用途地域の指定のない区域 (右欄に掲げる区域を除く)	いわき市 石森,若葉台,洋向台,南台 のうち区域図に示す区域
法第 52 条第1項第8号 の規定に基づく数値 (容積率)	10 分の 20 (200%)	10 分の 8 (80%)
法第 53 条第1項第6号 の規定に基づく数値 (建蔽率)	10 分の 6 (60%)	10 分の 5 (50%)
法第 56 条第1項第1号 による法別表第3(に) 欄5の項に基づく数値 (道路斜線)	1.5 (勾配 1.5)	1.25 (勾配 1.25)
法第 56 条第1項第2号 二の規定に基づく数値 (隣地斜線)	1.25 (20m+勾配 1.25)	1.25 (20m+勾配 1.25)

○ 建築協定・その他の法令により定められている制限については、従来どおり適用されます。